

## 審議会などの委員選出に 公募制を導入します！

市では、このたび「下野市審議会等委員選任指針」及び「下野市審議会等委員公募要綱」を制定しました。

これは、市民の皆さんから幅広く多くのご意見をいただくための「一般公募制」の導入と、女性の登用をより積極的に進めていくためのものです。平成18年4月以降に選出される審議会・委員会の委員選任から適用します。

本格的な地方分権の時代を迎え、市民の皆さんが参加し、開かれた行政を一層推進していくことが望まれます。市行政の意思決定の段階から住民の意思を反映させる機会を多く作ることが重要ですので、積極的な参加をお願いします。

今後は、公募を行う審議会等の設置状況・改選時期・委員の募集などについて、随時広報紙及びホームページに掲載してまいります。

### 審議会等委員選任指針

委員会・審議会の委員選任にあたっては、次のことに配慮することとしています。

定数は24人以内を目途とする。

任期は原則2期までとする。

(ただし、1期が4年を超える場合は1期)

若年層等も含め、幅広い年齢層から選任する。

他の審議会等との兼任はやむを得ない場合に限る。

公募による委員は、総委員数の20%以上を目標とする。

女性委員は、総委員数の30%以上を目標とする。

法令等に定めのある場合を除き、市議会議員は選任しない。

積極的に公募を行う。

### 審議会等委員公募要綱

審議会等委員選任指針の趣旨に基づいて、市民の皆さんから広く公募することに関して必要な事項を定めます。

## 審議会ってなに？

審議会とは、市長の諮問( )を受けて審議し、または意見を述べるために設置される組織です。「諮問」とは、「学識経験者など」に相談して、意見を求めることをいいます。

## 国民健康保険運営協議会委員 を公募します

### 協議会の内容

国民健康保険の運営に関する重要事項を審議します。

委員の任期 2年(ただし、平成20年3月31日まで)

会議開催回数 年4~5回程度

報酬 日額8,000円

### 応募資格

市内に居住する20歳以上の方

下野市で設置する他の審議会等の委員でないこと

平日の会議に出席できる方

下野市議会議員及び下野市職員でないこと

募集人数 6名

・被保険者代表 5名 (国民健康保険加入者)

・薬剤師 1名 (有資格者・履歴書要)

### 応募方法

保険年金課窓口にある応募用紙、もしくは市ホームページから応募用紙を取得していただき、必要事項を記入のうえ保険年金課国保係まで郵送、電子メール又は直接お持ちください。なお、応募用紙は返却いたしません。

応募期限 4月25日(火)午後5時まで(必着)

選考結果等

地域性を考慮し、市内全域から選考します。選考結果は、5月中旬に応募者本人に通知します。

その他

委員構成は全部で18名です。

応募・問い合わせ先

〒329-0492 下野市小金井1127 下野市役所

保険年金課 国保係 ☎40-5558

Mail:hokennenkin@city.shimotsuke.lg.jp

## 人権推進審議会の委員を公募します

### 審議会の内容

下野市の人権推進に関する基本的方策を審議します。

委員の任期 2年(ただし、平成20年3月31日まで)

会議開催回数 年3~4回程度

報酬 日額8,000円(ただし、会長は9,000円)

### 応募資格

下野市に住所を有し、平成18年4月1日現在で20歳以上の方(学生を除く)

下野市で設置する他の審議会等の委員でないこと

平日の会議に出席できる方

下野市議会議員及び下野市職員でないこと

募集人数 3名

### 応募方法

生活課で配付している応募用紙、もしくは市ホームページから応募用紙を取得していただき、必要事項を記入のうえ生活課市民生活係まで郵送、FAX、電子メール又は直接お持ちください。なお、応募用紙は返却いたしません。

応募期限 4月25日(火)午後5時まで(必着)

選考結果等

地域性を考慮し、市内全域から選考します。選考結果は、5月中旬に応募者本人に通知します。

その他

本審議会には公募委員の他、行政、教育委員会、校長会、民生委員児童委員、人権擁護委員の代表者ならびに学識経験者を予定しています。

応募・問い合わせ先

〒329-0492 下野市小金井1127 下野市役所

生活課 市民生活係 ☎40-5555 FAX 40-5572

Mail:seikatsu@city.shimotsuke.lg.jp